

委員会提出議案第 4 号

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 23 年 7 月 1 日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 桶本大輔

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成 22 年さいたま市条例第 4
9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 市行政における基本的な計画 <u>基本構想、基本計画、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画をいう。</u> <u>基本構想 長期的な展望に立って本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、市の将来の都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱を定めるものをいう。</u> — 基本計画 基本構想に基づき市の行政分野の全般にわたる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。 — [略] — [略]</p>	<p>（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 市行政における基本的な計画 <u>基本計画、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画をいう。</u> — 基本計画 基本構想（<u>地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想をいう。</u>）に基づき市の行政分野の全般にわたる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。 — [略] — [略]</p>

<p>(議会の議決及び議会への報告)</p> <p>第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>基本構想又は基本計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>基本構想又は基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。</p> <p>・ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(議会の議決及び議会への報告)</p> <p>第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>基本計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。</p> <p>・ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定により定められている基本構想は、この条例による改正後のさいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の規定により議決された基本構想とみなす。